



島根県報

平成25年5月24日（金）

第2,497号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成25年6月定例県議会の招集	（財 政 課）	2
生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	（ " ）	4
県営土地改良事業計画の決定	（農 村 整 備 課）	4
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による特別保護地区の指定に係る公聴会の開催	（森 林 整 備 課）	4
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	5
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	（建 築 住 宅 課）	5
島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料の一部改正	（ " ）	5

【公 告】

平成25年度調理師試験の実施	（健 康 推 進 課）	6
----------------	-------------	---

【特定調達公告】

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム運用支援サービス業務に係る随意契約の相手方等	（病 院 局）	7
島根県立中央病院統合情報システム保守管理業務に係る随意契約の相手方等	（ " ）	7

【病院局規程】

島根県病院局職員宿舍管理規程の一部改正		8
---------------------	--	---

告 示

島根県告示第388号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成25年6月3日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

平成25年5月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第389号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成25年5月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
桑原整形外科医院	松江市袖師町9-26	平成25年4月16日
たかせ内科	益田市中島町イ481-1	平成25年5月1日
渡辺歯科医院	松江市上乃木4-11-19	平成25年4月1日
調剤薬局サンズ	益田市中島町イ481-4	平成25年5月1日

島根県告示第390号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成25年5月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人 古沢整形外科医院	松江市上乃木7丁目6-1	通所リハビリテーション	デイケアすずらん	松江市上乃木7丁目5-16	平成25年5月1日
医療法人 古沢整形外科医院	松江市上乃木7丁目6-1	介護予防通所リハビリテーション	デイケアすずらん	松江市上乃木7丁目5-16	平成25年5月1日
社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団	広島県廿日市市原362-2	認知症対応型通所介護	益田市デイサービスセンター湖水園	益田市高津6丁目18番25号	平成25年1月10日
社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団	広島県廿日市市原362-2	介護予防認知症対応型通所介護	益田市デイサービスセンター湖水園	益田市高津6丁目18番25号	平成25年1月10日
株式会社 ネリネ	松江市西津田2丁目16番24号	訪問介護	訪問介護ステーション一休庵	出雲市灘分町1064-8	平成25年5月15日

株式会社 ネリネ	松江市西津田2丁目16番24号	介護予防訪問介護	訪問介護ステーション一休庵	出雲市灘分町1064-8	平成25年5月15日
北陽福祉サービス株式会社	松江市袖師町9-35	居宅介護支援	ちとせやつか居宅介護支援事業所	松江市八束町波入1933	平成25年4月1日
北陽福祉サービス株式会社	松江市袖師町9-35	通所介護	ちとせやつかデイサービスセンター	松江市八束町波入1933	平成25年4月1日
北陽福祉サービス株式会社	松江市袖師町9-35	介護予防通所介護	ちとせやつかデイサービスセンター	松江市八束町波入1933	平成25年4月1日
北陽福祉サービス株式会社	松江市袖師町9-35	訪問介護	ちとせやつか訪問介護	松江市八束町波入1933	平成25年4月1日
北陽福祉サービス株式会社	松江市袖師町9-35	介護予防訪問介護	ちとせやつか訪問介護	松江市八束町波入1933	平成25年4月1日
桑原整形外科医院	松江市袖師町9-26	居宅療養管理指導	桑原整形外科医院	松江市袖師町9-26	平成25年4月16日
桑原整形外科医院	松江市袖師町9-26	介護予防居宅療養管理指導	桑原整形外科医院	松江市袖師町9-26	平成25年4月16日

島根県告示第391号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年5月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
桑原整形外科医院	松江市袖師町9-26	平成25年4月15日
松江調剤薬局	松江市田和山町61	平成25年3月31日
母衣町薬局	松江市母衣町198-4	平成25年3月31日
医療法人渡辺歯科医院	松江市上乃木4-11-19	平成25年3月31日
調剤薬局サズ	益田市中吉田町344-1	平成25年3月30日

島根県告示第392号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年5月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
桑原整形外科医院	松江市袖師町9-26	居宅療養管理指導	桑原整形外科医院	松江市袖師町9-26	平成25年4月15日
桑原整形外科医院	松江市袖師町9-26	介護予防居宅	桑原整形外科医院	松江市袖師町9-26	平成25年4

	療養管理指導		月 15 日
--	--------	--	--------

島根県告示第393号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年 5 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		実施する事業	事 業 所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
				変更前	変更後	
社会福祉法人松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	居宅介護支援	社会福祉法人松江市社会福祉協議会 松南介護センター	松江市八雲町西岩坂355番地1	松江市八雲町西岩坂316番地	平成25年4月30日
社会福祉法人松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	訪問介護	社会福祉法人松江市社会福祉協議会 松南介護センター	松江市八雲町西岩坂355番地1	松江市八雲町西岩坂316番地	平成25年4月30日
社会福祉法人松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	介護予防訪問介護	社会福祉法人松江市社会福祉協議会 松南介護センター	松江市八雲町西岩坂355番地1	松江市八雲町西岩坂316番地	平成25年4月30日

島根県告示第394号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年 5 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
新堤地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	益田市役所

島根県告示第395号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第69号）第21条の規定により告示する。

平成25年 5 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

月 日	時 間	場 所	案 件
6月20日	午後 1 時30分	松江市殿町1番地 県庁会議棟第5会議室	万寿寺鳥獣保護区特別保護地区の指定に

	から		について
--	----	--	------

島根県告示第396号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年 5 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
雲南市	平成20年度～24年度	43枚	1冊	上久野 5	平成25年 5 月 15 日
浜田市	平成20年度～24年度	34枚	1冊	入野 1	平成25年 5 月 15 日
浜田市	平成22年度～24年度	11枚	1冊	河内町 1	平成25年 5 月 15 日
浜田市	平成24年度	6枚	1冊	寺廻り	平成25年 5 月 15 日
仁多郡奥出雲町	平成20年度～24年度	41枚	1冊	金川 1	平成25年 5 月 15 日
仁多郡奥出雲町	平成18年度～24年度	36枚	3冊	八川 1	平成25年 5 月 15 日
松江市	平成17年度～24年度	25枚	1冊	東津田⑥	平成25年 5 月 15 日
江津市	平成23年度～24年度	63枚	1冊	後地 5 区	平成25年 5 月 15 日

島根県告示第397号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成25年島根県告示第202号）の一部を次のように改正し、平成25年 6 月 1 日から施行する。

平成25年 5 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表松江市の項中「0.784」を「0.794」に改める。

島根県告示第398号

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料（平成25年島根県告示第203号）の一部を次のように改正し、平成25年 6 月 1 日から施行する。

平成25年 5 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「
 表松江市の項中

羽入団地	— (315円)
------	-------------

 を
 」

「

羽入団地	1,260円	に改める。
------	--------	-------

 」

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成25年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成25年 5 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成25年 9 月10日（火）午後 1 時から午後 3 時まで

2 試験会場

松江市殿町 島根県民会館
浜田市片庭町 島根県浜田合同庁舎
隠岐郡西ノ島町 島根県島前集合庁舎

3 試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論

4 受験資格

次の学歴及び業務経験を有している者

(1) 学歴

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者及び調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 業務経験

多数人に対して飲食物を調理して供与する施設（継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して供与するものであること。）又は営業（飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業）において、2年以上調理の業務に従事した者

5 受験手続及び提出書類**(1) 受験願書等の請求**

受験願書等の関係用紙は、住所地を管轄する保健所又は島根県健康福祉部健康推進課に請求すること。

受験願書等の関係用紙を郵便で請求する場合は、郵便事故等による未着を防ぐため、書留、簡易書留等記録の残る郵送方法が好ましい。また、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱書きし、440円（簡易書留料金を含む。）分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒（角2サイズ）を必ず同封すること。

(2) 提出書類

次に掲げる書類を住所地を管轄する保健所又は県外に住所を有する者にあつては、島根県健康福祉部健康推進課に提出すること。

ア 調理師試験願書

イ 調理業務従事証明書

ウ 学歴証明書

エ 戸籍抄本（学歴証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合）

(3) 受験手数料

6,100円（島根県収入証紙で納入すること。）

(4) 受験願書等の提出期間

平成25年 6 月25日（火）から同年 7 月10日（水）まで（郵送の場合は、平成25年 7 月10日（水）までの消印のあるものに限る。）

6 受験票の送付

受験資格を審査した後、平成25年8月2日（金）頃に送付する。

7 合格者の発表

平成25年10月22日（火）午前10時に県庁前掲示板及び各保健所に掲示するとともにその受験番号を島根県のホームページに登載する。また、同日以後に合格証を送付する。

8 その他

受験手続その他この試験に関する問合せは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部健康推進課にすること。

なお、郵便で問い合わせるときは、必ず宛先明記の返信用封筒を同封すること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成25年5月24日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム運用支援サービス業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

病院局県立病院課情報システムスタッフ 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成25年3月28日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テクノプロジェクト 島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

109,229,400円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成25年5月24日

島根県立中央病院 病院長 中 山 健 吾

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院統合情報システム保守管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局情報システム課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年3月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社山陰支社 松江市学園南二丁目10番14号
- 5 随意契約に係る契約金額
147,391,650円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第4号

島根県病院局職員宿舍管理規程（平成19年島根県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

平成25年5月24日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第9条第4項を次のように改める。

- 4 宿舍の貸付料及び自動車保管場所の貸付料は、毎月職員の給料の支給日にその前月分を宿舍の貸与を受けた者の給料から控除することにより徴収するものとする。ただし、給料から控除することが困難又は不相当と認められる者については、病院事業管理者が発行する納入通知書により納付させるものとする。

附 則

この規程は、平成25年5月24日から施行する。